

## TBS サタデーずばっと（2月26日）で放送された実例

1986年 サラリーマンの妻として、第3号被保険者に加入  
（30歳）

2001年 夫の健康保険の扶養からはずれ、国民健康保険加入  
（45歳）

昨年1月 「ねんきん定期便」が届く  
（30歳からずっと「3号」と記載）

11月 パートを辞めたため、再び夫の健康保険の扶養に加入する  
手続きを夫の会社にお願ひする

12月 夫の会社から「年金事務所に行くように」と伝えられる

今年1月1日 「運用3号」が施行

1月6日 年金事務所を訪問した際、3号から1号への切り替え  
忘れを指摘され、手続きをとる

⇒ 切り替え忘れの期間は未納に

### 《年金事務所》

ご本人が年金事務所に来たのは1月6日だが、年金事務所での切り替え忘れを把握したのは11月時点なので、「運用3号」の施行前から適用されない。

### 【日本年金機構本部】

本件は「運用3号」に該当する可能性があるため、もう少し時間をかけて調査して回答したい。